

SGホールディングスグループ贈収賄防止方針



前文

SGホールディングスグループ贈収賄防止方針（以下「本方針」といいます。）は、「SGホールディングスグループ行動憲章」、「SGホールディングスグループ倫理・行動規範」に基づいた考え方を具体的な内容で示しています。

1. 基本的な考え方

SGホールディングスグループ（以下「当社グループ」といいます。）各社の役員及び従業員（派遣社員を含みます。）は、本方針に基づき贈収賄行為を防止し、各国の腐敗防止関連法令を遵守することにより、公正な事業慣行の確立を目指します。

2. 贈収賄行為の禁止

当社グループ各社の役員及び従業員は、事業を展開している全ての国及び地域において、贈収賄行為を行いません。公務員から贈収賄行為の要求又は申出を受けた場合、当社グループ各社の役員及び従業員は、これを拒絶します。

※役員及び従業員の生命、身体又は自由に対する危険を避けるために、やむを得ない場合を除きます。

「贈収賄行為」とは、公務員に対し、当社グループ各社又は相手方が取引を獲得又は維持するために、その職務に関する行為をさせ又はさせないことを目的として、直接又は間接に金銭、贈答、接待その他の利益を供与又は享受することをいいます。

3. 記録

当社グループ各社は、社内諸規程に従って、業務遂行の過程で発生する金銭その他の利益のやり取りを適正に記録し、保管します。

4. 周知の徹底

当社グループ各社は、役員及び従業員による贈収賄行為の防止に向けて、適切な教育を実施します。

5. 監査・内部通報制度

当社グループ各社は、内部監査制度及び内部通報制度の運用を通じて、違反行為を早期に発見し、是正します。また、違反行為のおそれがある場合には、適切に調査を行い未然に防ぎます。

6. 罰則

当社グループ各社は、役員及び従業員が本方針に違反した場合には、社内諸規程に従い処罰を行い、必要に応じて関係当局に通知します。

7. ビジネスパートナー（調達先）の理解と協力

ビジネスパートナー（調達先）に対しても、本方針への理解と協力を求めます。